

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 56 年 10 月に夫婦で店を開業し、58 年に青色申告の承認申請書を税務署に提出した頃、国民年金の加入手続を行い、保険料の納付を始めた。それ以降、強制及び第 1 号被保険者としての加入期間中は、私が夫婦の国民年金保険料と一緒に納付してきたので、申立期間の保険料が私の分だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、夫婦分一緒に納付していたと述べているところ、申立人の夫は、申立期間を含めて保険料の未納は無い。

また、申立人は、当初、昭和 53 年 7 月に払い出された国民年金手帳記号番号により国民年金に加入し、同年 4 月から 55 年 12 月までの保険料を納付していたが、58 年 5 月に別の同記号番号（平成 21 年 8 月に上記当初の被保険者資格と統合）が払い出されており、申立人の主張どおり、同年同月頃、国民年金加入手続を行ったものとみられる上、申立人の申立期間に係る加入手続を行った経緯についての主張は具体的であり、特に不自然なところも無い。

さらに、申立人に当初（昭和 53 年 7 月）払い出された国民年金手帳記号番号に係るオンライン記録では、昭和 55 年度の保険料は上記のとおり昭和 55 年 4 月から同年 12 月までが納付済みとされ、56 年 1 月が未納とされていたところ、59 年頃行われた事務処理のオンライン化時の取扱いでは、それまでの年度において保険料が一部未納となっている記録がある被保険者については、当該被保険者の被保険者台帳を特殊台帳としてマイクロフィルムに転写

し、社会保険事務所（当時）で保管することとされていたが、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）は保管されておらず、申立人の年金記録は必ずしも適切に管理されていたとは言えない。

加えて、オンライン記録で保険料の収納日が確認できる申立人の昭和 62 年 4 月から平成 14 年 10 月までの期間について、ほぼ同日に夫婦の保険料は納付されていたことも確認でき、申立人の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡厚生年金 事案 1717

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月18日は33万5,000円、16年12月28日は23万3,000円、17年7月28日は17万円、同年12月9日は19万5,000円、18年12月11日は39万円、19年2月28日は13万7,000円、同年7月31日は27万円、同年12月20日は31万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月18日
② 平成16年12月28日
③ 平成17年7月28日
④ 平成17年12月9日
⑤ 平成18年12月11日
⑥ 平成19年2月28日
⑦ 平成19年7月31日
⑧ 平成19年12月20日

申立期間①から⑧までについて、年金事務所に年金記録について照会したところ、被保険者賞与支払届出が賞与支払日より2年以上経過後にA事業所から届出されたが、時効により厚生年金保険料を徴収できない期間であることから、当該記録訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない期間がある旨の回答を得た。申立期間①から⑧までを、年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA事業所に係る所得税源泉徴収簿及び賞与明細書の記録並びに当該事業所の事業主の回答により、申立人は申立期間①から⑧までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額は、事業主の回答、賞与明細書及び所得税源泉徴収簿により確認、又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月18日は33万5,000円、16年12月28日は23万3,000円、17年7月28日は17万円、同年12月9日は19万5,000円、18年12月11日は39万円、19年2月28日は13万7,000円、同年7月31日は27万円、同年12月20日は31万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①から⑧までの各期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月18日は36万円、16年12月28日は24万8,000円、17年7月28日は18万円、同年12月9日は19万5,000円、18年12月11日は39万円、19年2月28日は13万3,000円、同年7月31日は26万円、同年12月20日は28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月18日
② 平成16年12月28日
③ 平成17年7月28日
④ 平成17年12月9日
⑤ 平成18年12月11日
⑥ 平成19年2月28日
⑦ 平成19年7月31日
⑧ 平成19年12月20日

申立期間①から⑧までについて、年金事務所に年金記録について照会したところ、被保険者賞与支払届出が賞与支払日より2年以上経過後にA事業所から届出されたが、時効により厚生年金保険料を徴収できない期間であることから、当該記録訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない期間がある旨の回答を得た。申立期間①から⑧までを、年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA事業所に係る所得税源泉徴収簿及び賞与明細書の記録並びに当該事業所の事業主の回答により、申立人は申立期間①から⑧までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額は、事業主の回答、賞与明細書及び所得税源泉徴収簿により確認、又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月18日は36万円、16年12月28日は24万8,000円、17年7月28日は18万円、同年12月9日は19万5,000円、18年12月11日は39万円、19年2月28日は13万3,000円、同年7月31日は26万円、同年12月20日は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①から⑧までの各期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月18日は34万5,000円、16年12月28日は24万8,000円、17年7月28日は19万円、同年12月9日は24万5,000円、18年12月11日は44万8,000円、19年2月28日は15万2,000円、同年7月31日は35万円、同年12月20日は38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月18日
② 平成16年12月28日
③ 平成17年7月28日
④ 平成17年12月9日
⑤ 平成18年12月11日
⑥ 平成19年2月28日
⑦ 平成19年7月31日
⑧ 平成19年12月20日

申立期間①から⑧までについて、年金事務所に年金記録について照会したところ、被保険者賞与支払届出が賞与支払日より2年以上経過後にA事業所から届出されたが、時効により厚生年金保険料を徴収できない期間であることから、当該記録訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない期間がある旨の回答を得た。申立期間①から⑧までを、年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA事業所に係る所得税源泉徴収簿及び賞与明細書の記録並びに当該事業所の事業主の回答により、申立人は申立期間①から⑧までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額は、事業所の回答、賞与明細書及び所得税源泉徴収簿により確認、又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月18日は34万5,000円、16年12月28日は24万8,000円、17年7月28日は19万円、同年12月9日は24万5,000円、18年12月11日は44万8,000円、19年2月28日は15万2,000円、同年7月31日は35万円、同年12月20日は38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①から⑧までの各期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月18日は38万円、16年12月28日は25万7,000円、17年7月28日は20万円、同年12月9日は22万円、18年12月11日は40万4,000円、19年2月28日は13万7,000円、同年7月31日は28万5,000円、同年12月20日は31万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月18日
② 平成16年12月28日
③ 平成17年7月28日
④ 平成17年12月9日
⑤ 平成18年12月11日
⑥ 平成19年2月28日
⑦ 平成19年7月31日
⑧ 平成19年12月20日

申立期間①から⑧までについて、年金事務所に年金記録について照会したところ、被保険者賞与支払届出が賞与支払日より2年以上経過後にA事業所から届出されたが、時効により厚生年金保険料を徴収できない期間であることから、当該記録訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない期間がある旨の回答を得た。申立期間①から⑧までを、年金額の計算の基礎となる標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA事業所に係る所得税源泉徴収簿及び賞与明細書の記録並びに当該事業所の事業主の回答により、申立人は申立期間①から⑧までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額は、事業所の回答、賞与明細書及び所得税源泉徴収簿により確認、又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月18日は38万円、16年12月28日は25万7,000円、17年7月28日は20万円、同年12月9日は22万円、18年12月11日は、40万4,000円、19年2月28日は13万7,000円、同年7月31日は28万5,000円、同年12月20日は31万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間①から⑧までの各期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 1721

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和40年11月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月30日から同年12月1日まで

A事業所に勤務していた申立期間について、年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、当該期間については加入記録が無い旨の回答を得た。

申立期間は、A事業所B工場から本社に転勤となった時期であり、当該事業所には継続して勤務しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA事業所の回答により、申立人は当該事業所に継続して勤務し（昭和40年11月30日にA事業所B工場から同事業所本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和40年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日の記載を昭和40年11月30日とすべきところ、同年12月1日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係

る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月13日から22年5月4日まで

年金事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の資格喪失日時点の脱退手当金の支給要件は、厚生年金保険法第48条の規定により「被保険者期間3年以上20年未満の者が死亡または資格喪失したとき」であったが、昭和19年10月1日から22年8月31日までの期間においては、厚生年金保険法施行令第22条の2の規定に該当すれば、被保険者期間が3年に満たなくとも、脱退手当金を受給することが可能であった。しかし、申立人は自己の都合により退職したと述べているところ、当該脱退手当金の支給対象となる厚生年金保険被保険者資格喪失要件に自己の都合によるものは無く、複数の同僚は、「戦後、会社では農機具を作っていた。」と証言しており、徴用の解除などの法定要件に該当するものとは考え難く、当時、申立人は脱退手当金の受給要件を満たしていなかったものと考えられる。

また、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の生年月日は誤って記録されており、脱退手当金の裁定請求があれば訂正されると考えられるところ、訂正されていない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を昭和63年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年8月1日から同年9月1日まで
② 昭和63年9月1日から同年10月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間①について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。申立期間①は、同一企業内で転勤した時期であり、A事業所には継続して勤務していたので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②は、給与支給明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に比べて低額であることが分かったので、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、D事業所（A事業所が名称変更）が提出した在籍証明書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和63年8月1日にA事業所C支店から同事業所B支店に異動）、

申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が提出した給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人が提出した給与支給明細書から、申立人は、申立期間②において38万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和20年8月15日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年6月18日から同年8月15日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得たが、終戦まで勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和19年4月にA社B事業所C工場に入社してから20年8月15日まで継続して勤務していたとしているところ、厚生年金保険被保険者台帳では、同社同事業所において19年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年6月18日に資格を喪失（理由は解雇）していることが確認できる。

しかしながら、申立人が提出した、「A社C工場、D工場及びE工場に係る昭和19年4月1日から同年同月7日までに入社、20年8月15日に退社」と記載された名簿には、申立人及び申立人が終戦まで一緒に勤務していたとする複数の元同僚の氏名が確認できる上、当該複数の元同僚は、「申立人とは入社してからC工場で終戦を迎えるまでずっと一緒だった。」と証言している。

また、オンライン記録から、上述の複数の元同僚には申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる。

なお、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は確認ができないが、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を管理していた社会保険事務所（当時）は、戦災により当該被保険者名簿について

は全て焼失したことから当該被保険者名簿の復元を行ったとしているが、当時、復元が完全に行われなかったことがうかがわれ、申立人の被保険者記録も復元時に欠落したものと推認できる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実を則した記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないと言ふべきである。

以上を踏まえて本件を鑑みるに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、申立人は玉音放送を聞くまで勤務していたとしていること、及びオンライン記録から確認できる前述の同僚の資格喪失日が昭和 20 年 8 月 15 日となっていることから、同年同月同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所C工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年8月1日、資格喪失日は20年9月17日であったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年8月1日から20年9月17日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、A社B事業所C工場で厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社B事業所C工場に在籍していたことが認められる。

しかし、オンライン記録では、事業所名は不明であるものの、申立人は、昭和17年6月1日から19年8月1日までの期間は労働者年金保険の被保険者期間となっており、一方、厚生年金保険被保険者台帳では、A社D事業所における被保険者資格の取得日が17年1月1日(労働者年金保険の被保険者資格期間に算入されるのは、保険料徴収開始後の昭和17年6月1日以降の期間)で、喪失日が19年2月1日と記載され、同日において同社B事業所で被保険者資格を再取得していることが確認できるが資格喪失日の記載が無い。

また、申立人は、B事業所へ転勤してから昭和20年4月1日に技術兵として陸軍に入隊するまでは同事業所C工場勤務していたとしており、オンライン記録において、19年3月16日から20年8月15日まで厚生年金保険の加入記録が確認できる元同僚は、「申立人と自分は当初、D事業所で勤務していた。申立人は同事業所からB事業所C工場へ転勤となり、約1か月後の昭和19年

3月に自分も同事業所同工場へ転勤となった。申立人が軍隊に入った時期は不明だが、転勤してから軍隊に入るまで、申立人は継続して同事業所同工場勤務していた。」と証言している。

さらに、申立期間のうち、昭和20年4月1日から同年9月17日までの期間について、E県発行の証明書によれば、申立人は、同年4月1日に陸軍に召集され、同年9月17日に召集解除とされていることが確認でき、当該期間は、陸軍に召集されていた期間であるため、当該期間において厚生年金保険被保険者としての資格が無かったとは考え難い上、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した厚生年金保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

一方、前述の厚生年金保険被保険者台帳では、A社B事業所における資格取得日は確認できるものの喪失日の記載は無く、同社同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の記録は確認ができないが、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を管理していた社会保険事務所は、戦災により当該被保険者名簿については全て焼失したことから当該被保険者名簿の復元を行ったとしているが、当時、復元が完全に行われなかったことがうかがわれ、申立人の被保険者記録も復元時に欠落したものと推認できる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実を則した記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないと言ふべきである。

以上を踏まえて本件を鑑みるに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、A社B事業所の事業主は、申立人が昭和19年8月1日に労働者年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の同社同事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、前述のE県発行の証明書から確認できる申立人が召集解除とされた日から、20年9月17日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

また、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

静岡国民年金 事案 1404

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 59 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 59 年 5 月まで

私は、叔父が恩給で老後の暮らしを立てていた様子を見て、かねてから年金は人生設計に重要なものに関心を持っていた。昭和 48 年頃に区役所で国民年金に加入した際に、職員から住所変更等の各種手続について説明を受けたことを覚えており、以後、厚生年金と国民年金の変更があるごとに手続を行い、年金は継続こそ重要と認識していたので、申立期間だけ手続を怠り保険料を納付していないとは考え難く、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は厚生年金保険と国民年金との切替えに伴う国民年金被保険者資格の取得及び喪失の手続について、その都度行ってきたと述べているところ、オンライン記録上、申立人が昭和 48 年 3 月の当初の国民年金加入手続（任意加入）時に払い出された国民年金手帳記号番号に基づく国民年金被保険者資格は 56 年 10 月の厚生年金保険被保険者資格の取得に伴い喪失し、その後、61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者として資格を再取得（昭和 59 年 6 月以降の厚生年金保険加入期間との重複により、再取得時期は 62 年 9 月に訂正されている。）するまでは継続して喪失していたこととされていることから、当該国民年金手帳記号番号による申立期間に係る資格取得（任意加入）及び喪失の手続を申立人が主張するようになっていたこととはうかがえず、また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は申立期間に国民年金被保険者資格を有しておらず、国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人は、昭和 48 年頃に国民年金に加入することとした契機と

して、この当時、夫の職場から「国民年金法の改正により妻も国民年金に加入するようになる。」との案内を受けたことを述べているが、これは、61年4月の国民年金法の改正（被用者年金に加入する者の配偶者は、それまで国民年金への加入は任意とされていたが、法改正により強制加入とされることになったため、そのための届出が必要とされ、当時、申立人の夫の勤務先においてもその周知が行われていたと考えられる。）について述べているとみられる上、申立人が記憶する保険料額も申立期間前の保険料が納付済みである49年から52年頃の金額であるなど、申立人の記憶は曖昧な面が見受けられ、申立人の証言から申立期間の保険料が納付されたことを推認することは困難である。

加えて、申立人が申立期間当時居住していた市の「年度別納付状況リスト」でも、申立期間は未加入期間とされており、オンライン記録と齟齬^{そご}は無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1405

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 2 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月から同年 12 月まで

私は、昭和 59 年 2 月に退職したので国民年金に加入したが、25 年も前のことなので納付書や領収書も無く、当時のことはよく覚えていない。

しかし、昭和 59 年に第 2 子が生まれ、育児中だった元妻は申立期間の国民年金保険料を納付している上、その後も平成 5 年と 15 年の 2 回、厚生年金保険と国民年金との切替手続きを行い、保険料を納付しているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続を行った明確な記憶は無く、申立期間の国民年金保険料の納付についても、納付書のとおり納付したと述べるのみで、納付場所、納付回数及び納付金額等の記憶ははっきりしないとしていることから、申立期間当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 5 年 11 月 8 日に払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は、この頃初めて加入手続を行い、申立期間の被保険者資格を遡って取得したものと推認できる。このため、同加入手続を行うまで、申立期間は未加入期間であったことになり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、上記の加入手続時点で、申立期間は既に時効のため、保険料を遡って納付することもできない。

加えて、申立人の居住する市の電算記録でも、申立期間の保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬は無い上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿、日記等）は無く、ほかに

申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月

私は、夫の退職に伴う自身の国民年金の手続に関する記憶は無く、国民年金保険料の納付についても納付時期や納付方法など具体的なことは記憶していないが、家計簿の平成2年4月の支出項目に年金1万6,000円と記載があることから、申立期間に係る夫婦二人分の保険料を納付したものであると思うので申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する家計簿には、平成2年4月の支出に年金1万6,000円と記載があり、申立人は、申立期間に係る自身と夫の国民年金保険料を納付したことを記載したものだと思うと述べているところ、申立人の夫のオンライン記録から、元年4月及び同年5月の2か月分の保険料が2年4月27日に納付されたことが確認できる上、同2か月分の実際の保険料額（平成元年度の保険料月額8,000円×2月）と家計簿に記載されている年金の支出額と一致（申立期間を含む平成2年度の保険料月額は8,400円となり、申立期間の二人分では1万6,800円となり家計簿記載金額とは相違）することから、家計簿に記載されている年金に係る支出は上記2か月分の申立人の夫の保険料の納付を表すものと考えられる。

また、申立人の所持する年金手帳を見ると、申立期間に係る国民年金被保険者資格（平成2年5月23日国民年金第1号被保険者資格取得及び同年6月1日資格喪失）は確認できるが、オンライン記録上、同資格は、平成8年2月5日に追加処理されたものであり、同資格の追加処理が行われるまで、申立期間は、国民年金第3号被保険者期間であったことから、申立人は、申立期間の保険料について納付を求められることは無かったと考えられる上、

同資格が追加処理された時点で申立期間は既に時効であるため、遡って保険料を納付することもできない。

さらに、申立人が申立期間当時居住していた市の被保険者名簿でも、申立期間の保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬は無い。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1407

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 7 月から 51 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月から 51 年 9 月まで

私は、申立期間当時、母親に家計を任せており、その母親が私と私の妻の国民年金保険料を納付していたので、妻が納付済期間とされているのに、私だけ未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料納付を行ったとする申立人の母親から聴取することは困難であることから、保険料納付の状況は不明である。

また、i) 申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）を見ると、申立人の国民年金被保険者資格は、昭和 50 年 7 月 1 日付けで喪失したと記され、その後、53 年頃に当該資格喪失に係る記載が抹消されたことが確認できること、ii) 申立人の妻のオンライン記録から、その妻の被保険者種別は、その妻が国民年金に加入した当初は強制であったが、申立人が被保険者資格を喪失したとされた同年同月同日に強制から任意へと変更されたことがうかがえることから、申立人は、行政から、同年同月同日以降は被用者年金制度に加入しているものと判断され、これにより、その妻の国民年金への加入は任意であるとされていたことが推認できるため、同年同月から 53 年頃まで、申立人は国民年金に未加入とされていた可能性は否定できない。

さらに、オンライン記録上、保険料が納付済みとされている申立期間後の昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月までの期間に係る保険料は、53 年 11 月 6 日に遡って納付されたことが確認でき、同期間の保険料を遡って納付した時点で、申立期間については既に時効であったため、保険料を納付することができなかつたと考えられる。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1408

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 10 月から 39 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月から 39 年 8 月まで

私は、昭和 36 年に会社を退職して、現在居住する市への住民票の異動及び国民年金の加入手続を行った。手続以降、保険料を全て納付しているため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年に会社を退職した後、現在居住する市への転入及び国民年金の加入に係る手続を行い、以降、国民年金保険料を集金により納付していたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 40 年 11 月に払い出されており、申立期間当時、申立人に対して、別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、この頃初めて申立人の加入手続が行われたものと推認できる。このため、申立人は申立期間当時、国民年金に未加入であったことになり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、申立期間に係る加入手続について明確な記憶は無いとしており、申立人の主張から、申立人が申立期間当時、確かに国民年金に加入し、保険料を納付したことはうかがえない。

さらに、申立人が現在居住する市の国民年金被保険者名簿に記載されている申立人の住所地は、昭和 42 年 8 月以降に申立人が居住した住所のみであることから、同年同月以降に同名簿は作成されたことが推認できることから、i) 同名簿に当初記載されていた申立人の新規資格取得日は 40 年 5 月 1 日とされ、その後、資格取得日を 36 年 10 月 1 日に訂正していることが確認できること、ii) 申立人の所持する 46 年 9 月 20 日に発行された国民年金手帳

に記載された新規資格取得日は 36 年 10 月 1 日であり、申立期間は国民年金被保険者期間とされていることから、同名簿に記載された資格取得日の訂正は 42 年 8 月から 46 年 9 月までの間に行われたことが推定できる。このことから、資格取得日の訂正が行われるまで申立期間は未加入期間として扱われていたと考えられる上、同訂正に伴い、申立期間が被保険者期間とされた時点（早くみても昭和 42 年 8 月）では申立期間に係る保険料は既に時効のため納付することができない。

加えて、市の被保険者名簿及び電算記録でも申立期間に係る保険料が納付されたことはうかがえず、オンライン記録との齟齬^{そご}も無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 1 月 1 日から同年 8 月 15 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。しかし、A事業所に昭和 23 年 1 月 1 日から勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間中に厚生年金保険被保険者の資格取得の記録が確認できる者の証言から、勤務期間については特定できないものの、申立期間当時、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人に対して、昭和 23 年 8 月 15 日に、A事業所の厚生年金保険被保険者として被保険者記号番号が払い出されていることが確認できる。

また、申立人と同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している者は、「自分は、資格取得日の半年くらい前から勤務していた。」と証言しており、A事業所では、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、B会（A事業所の後継事業所の上部団体）の担当者は、「申立期間当時の業界は、混乱期であり、事務の届出の遅れ等により、入社後半年くらい加入しない者もいた。」と回答している。

加えて、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができず、A事業所の地域を管轄するC事業所（A事業所の後継事業所）から聴取するも、「当時の資料は残っていないため、A事業所に関することについては分

からない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1727

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答を得た。申立期間は、A事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録によれば、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡していることが確認できることから、申立人に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認することはできなかった。

また、申立人が記憶する同僚及び申立期間当時A事業所で厚生年金保険の被保険者となっていた者が記憶する同僚の中には、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において氏名を確認できない者が複数いることから、当該事業所では、必ずしも勤務する全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、上述の健康保険厚生年金保険被保険者原票で昭和 42 年 12 月 1 日から 44 年 4 月 1 日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者を確認したが、この間に欠番はなく、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年1月1日から同年11月1日まで
(A社B支店C工場)
② 昭和23年12月21日から24年6月1日まで
(D事業所)

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者記録が確認できないとの回答を得た。

給与明細は無いが、申立期間①及び②について上記の事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が同僚として挙げた者は亡くなっているため、申立期間①当時の被保険者記録が確認できる複数の元従業員に聴取したが、申立人が申立期間①に勤務していたとする証言は得られなかった。

また、上述の同僚及び複数の元従業員の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、昭和23年8月に行われた標準報酬月額改正の記録を確認できるが、申立人に標準報酬月額改正の記録が無いことから、標準報酬月額改正時において、申立人は、厚生年金保険に加入していなかったと考えることが自然である。

さらに、A社は昭和24年9月に解散しているため、E機関に照会したが、「A社に係る人事記録及び厚生年金保険の適用に係る資料等は保管しておらず、同社の業務を引き継いだ機関も特に存在しない。」との回答しか得ることができず、申立人の申立期間①における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

申立期間②について、D事業所の回答及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間②にD事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、D事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、申立人は、当該事業所において昭和 24 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、オンライン記録から、D事業所において申立人と同じ年月に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる複数の元従業員は、「自分は、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる前から、D事業所で勤務していた。」と証言しており、当該事業所では、必ずしも入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、D事業所は、「申立人に係る社会保険の加入手続を昭和 24 年 6 月 1 日付けで行っていることから、当該年月日より前については保険料を控除していないと考える。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1729

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 27 日から同年 10 月 13 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。しかし、申立期間にA事業所に勤務していたことは、賃金台帳に記録されている入社年月日から確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「A事業所における賃金台帳の入社年月日欄に『昭和 31 年 8 月 27 日』と記録されていることから、申立期間に勤務していたのは確かである。A事業所は、入社してすぐに厚生年金保険に加入させていたと思う。私だけ入社日と厚生年金保険の加入日が違っているのではないか。」と主張している。

しかし、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が自分より早く入社していたと記憶する同僚の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人の被保険者資格取得日と同日の昭和 31 年 10 月 13 日であることが確認できる上、複数の元従業員は、申立人及び上述の同僚が同日より前から勤務していたことを記憶しており、そのうちの一人が、「自分の厚生年金保険の資格取得日も入社日と異なっている。」と述べていることから、申立期間当時、当該事業所では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、B事業所（A事業所が名称変更）の社会保険事務担当者は、「厚生年金保険に加入していない者から保険料を控除することはなかったと考える。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 9 月 21 日から 42 年 4 月 5 日まで
② 昭和 42 年 5 月 4 日から 45 年 7 月 31 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、かつて申立人が勤務していた複数の事業所名、その所在地及び勤務期間が記されているところ、その内容は、申立人の記憶に基づいて記載されたものと考えられることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 45 年 10 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から41年8月10日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和41年8月10日の前後約2年以内に資格を喪失した被保険者期間を2年以上有する女性は8名確認でき、資格喪失後1か月以内に転職し、他の事業所で厚生年金保険に加入していた1名を除く7名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、4名に脱退手当金の支給記録があり、4名全員について資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和41年10月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 9 月 29 日から 33 年 6 月 16 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後合わせて6ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 33 年 6 月 16 日の前後 2 年以内に資格を喪失したことが確認できる被保険者期間を 2 年以上有する者 5 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、4 人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 3 人に資格喪失日から約 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年から26年まで

(A事業所)

② 昭和36年から39年まで

(B事業所)

A事業所及びB事業所に勤務していた期間について、年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、A事業所及びB事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、A事業所は、昭和35年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A事業所は、「申立期間①当時の書類を保管していないが、申立期間①当時は厚生年金保険の適用事業所ではないので、厚生年金保険に関する事務処理を行っていないと思われる。」と回答している。

さらに、申立人は申立期間①当時の同僚を覚えていないため、申立人がA事業所に勤務していたことを確認できる証言を得ることができなかった。

申立期間②について、オンライン記録によると、B事業所は、昭和50年6月

1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、C町に照会したところ、申立人は申立期間②について、国民健康保険被保険者資格を有しているとの回答を得た。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、昭和35年10月1日に国民年金の被保険者資格を取得しており、申立期間②のうち、36年4月から39年12月までは、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

なお、B事業所の元事業主は、「申立人は、当社の従業員ではなく、仕事が忙しいときに職人として、臨時的に応援で来てもらった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 1734

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月 1 日から同年 4 月 30 日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。しかし、A事業所B工場に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の回答及び元上司の証言から、申立人は申立期間において、A事業所B工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所は、「申立人の厚生年金保険の届出について、資格取得の届出を行っていない。臨時の雇用者だった。」と回答している。

また、申立人が元上司として挙げた者は、「申立人が正社員であったか、臨時の雇用者であったか分からない。」と証言している。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和 58 年 10 月 8 日から 59 年 9 月 21 日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。